

第2回質問回答

- 事業者の提案内容等が明らかになると県が判断した質問については、趣旨変えない範囲で、内容を修正していますので、ご了承ください。
- 質問回答における参考資料追加に伴い、募集要項の資料一覧を更新します。

【環境県民局自然環境課】

(令和4年5月19日回答分)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
1	(参考3-2) もみのき森林公園利用者の推移			各施設の年度別の月別推移表をご提示ください。	○資料を追加します。 ※参考8 (施設別・月別利用者数) 追加
2	(参考3-3) 年度別収支			【収入の部】物販収入の内訳を教えてください(売店・自販機・その他の内訳)。	○内訳を追加します。 ※参考3-3 (年度別収支) 修正
3	(参考3-3) 年度別収支			【収入の部】喫食収入の内訳を教えてください(レストラン・喫茶・BBQ食材・その他の内訳)。	○内容及び内訳については現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
4	(参考3-3) 年度別収支			【支出の部】設備等保守の建築物定期点検のR1, R2年度が0円になっている理由を教えてください。	○資料に誤りがありましたので、修正します。 ※参考3-3 (年度別収支) 修正 ○なお、建築物定期点検については、建築基準法に基づき3年に一度実施しているものと推測します。
5	(参考3-3) 年度別収支			【支出の部】設備等保守の“その他”の内訳を教えてください。	○設備等保守の「その他」には、その他施設の点検経費や汚泥処理費用を含んでいます。 ○内容及び内訳については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
6	(参考3-3) 年度別収支			【支出の部】清掃・植栽・警備等の内訳は“廃棄物処理”しかありませんが、清掃と植栽管理には費用はかかっているのでしょうか。現地スタッフが実施をして、費用は人件費に含まれているのでしょうか。	○費用は人件費に含んでいます。
7	(参考3-3) 年度別収支			【支出の部】事業原価の内容と内訳を教えてください。	○内訳を追加します。 ※参考3-3 (年度別収支) 修正
8	(参考3-3) 年度別収支			【支出の部】手数料の内容と内訳を教えてください。	○手数料には、外部サイトの使用手数料などが含まれます。 ○内容及び金額については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
9	(参考3-3) 年度別収支			【支出の部】減価償却費の内容と内訳を教えてください。また次期指定管理者が継承すべき減価償却費があればご提示ください。	○計上している費用は、現指定管理者自らが、運営に際し購入を行った備品等にかかる減価償却費です。 ○内容及び金額については現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。 ○また、継承すべき減価償却費については、現指定管理者と協議を行ってください。 ○なお、県の備品については、参考5「備品リスト」のとおりであり、次期運営事業者に引き継がれることになります。参考までに、取得日を追加します。 ※参考5「備品リスト修正」
10	(参考3-3) 年度別収支			【支出の部】その他の“その他”の内容と内訳を教えてください。	○その他の「その他」には、雑損や会費などを含んでいます。 ○内容及び金額については現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。
11	(参考3-3) 年度別収支			備品リストに10台の車両(車・原付)が記載されています。これらの車両が現在加入している自動車保険や任意保険等の保険の内容と金額をご提示ください。	○車両にかかる保険については、指定管理者が加入するものとしております。 ○現指定管理者が加入している保険の内容及び金額については、現指定管理者のノウハウに当たり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、教示できません。

第2回質問回答

- 事業者の提案内容等が明らかになると県が判断した質問については、趣旨変えない範囲で、内容を修正していますので、ご了承ください。
- 質問回答における参考資料追加に伴い、募集要項の資料一覧を更新します。

【環境県民局自然環境課】

(令和4年5月19日回答分)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
12	その他			公園は24時間365日立入りが可能でしょうか。夜間や災害時に立入り制限を付けることが可能でしょうか。	<p>○施設の利用時間は、広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例別表第一（第五条関係）により定めておりです。</p> <p>○必要がある場合、県の承認を受けて、利用時間の変更、公園の全部又は一部を休業することができます。</p> <p>○なお、条例に定めのない施設において、利用時間等を限定した運営が効果的と認められる場合、提案を受け、条例改正を検討します。</p>
13	その他			<p>公園内の以下の施設について、建築の図面（配置図・面積表・仕上表・平面図・立面図・断面図）を頂戴できますか。</p> <p>図面の種類は上記のうちお手元にあるもののみで結構です。</p> <p>また、それぞれの現状の所有者・管理者についてもご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オートキャンプ場の「管理棟（トイレ、シャワー設備が設けられた棟も含む）」及び「民俗資料館」 ・もみのき荘裏手の「レンタサイクル施設」 ・オートキャンプ場及びキャンプ場の各トイレ棟 	<p>○図面を追加します。</p> <p>※図面追加 ※参考6（給水・排水・電気図面（想定））へ オートキャンプ場便所番号追記</p> <p>○列挙いただいた施設は全て所有者は県、管理者は指定管理者となります。</p> <p>○なお、もみのき荘と多目的グラウンドの間にある休憩所については、廿日市市が所有していますので、利用等にあたり、廿日市市と協議を行っていただくようお願いいたします。</p>